施工体制確認に係る追加資料作成要領

1　入札者は、発注機関があらかじめ指定した期日までに記載要領に従って作成した各様式を提出しなければならない。
2　提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関が記載要領に従った記載とするよう教示をした場合は、この限りではない。
3　追加資料の一部は、低入札価格調査における提出書類と同一様式である。低入札価格調査制度に基づく調査資料の提出を求められた場合は、施工体制確認に係る追加資料の記載内容と異なる内容を記載してはならない。異なる内容を記載した場合は、調査による失格基準に該当するものとして取り扱う。
　なお、低入札価格調査制度に基づく提出書類については、ここに記載する内容のほか、低入札価格調査制度に関する事務処理要領別紙３「低入札価格調査項目及び提出書類」に基づき提出すること。

様式第２号　配置予定技術者名簿

記載要領
①　配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。
②　入札条件により配置技術者を増員するときは、その者についても記載する。

低入札調査添付書類　※低入札価格調査制度に基づく調査資料の提出を求められた場合に添付
①　本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
②　記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

様式第①号　下請予定業者等一覧表

記載要領
①　下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。
②　下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。
③　使用を予定する購入予定の資材については様式第７号、使用を予定する直接リースを受ける予定の機械については様式第９号、確保しようとする労務者については様式第 11 号に対応した内容とする。

様式第７号　資材購入予定一覧

記載要領

①　「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払い予定の金額で、当該業者の取引実績（過去１年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

②　「入札者との関係（取引年数）」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等

　また、取引年数を括弧書きで記載する。

③　手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても、本様式に記載するものとする。

　「単価」の欄には、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去１年以内のものに限る。）等合理的かつ現実的なものを記載する。

低入札調査添付書類　※低入札価格調査制度に基づく調査資料の提出を求められた場合に添付

①　購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去１年以内の販売実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ実現性を確認できる契約書等の写しを添付する。

②　本様式の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。

③　自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去１年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式第９号　建設機材借上げ予定一覧

記載要領

①　本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。

②　「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

③　「入札者との関係（取引年数）」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等

　また、取引年数を括弧書きで記載する。

④　手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとする。

　「単価」の欄には、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。）（いずれも過去１年以内のものに限る。）等合理的かつ現実的な額を記載する。

低入札調査添付書類　※低入札価格調査制度に基づく調査資料の提出を求められた場合に添付

① 機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

② 本様式の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。

③ 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（いずれも過去１年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式第 10 号　労務職員の月別配置計画

記載要領

① 本様式には、労務職員の配置に関する計画を記載する。

② 「職種」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の 50 職種のうち必要な職種について記載する。

様式第 11 号　職種ごとの労務単価

記載要領

① 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務職員に支払われる予定の日額賃金の額を記載するものとし、職員によって単価が異なる場合は職種ごとの労務職員の最低単価を記載する。

② 「員数」の欄には、配置する労務職員の延べ人数を記載するものとし、様式第 10 号と対応した内容とすること。

③ 「下請予定会社との関係及び下請予定会社名」の欄には、下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
取引年数を括弧書きで記載する。

低入札調査添付書類　※低入札価格調査制度に基づく調査資料の提出を求められた場合に添付

① 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去３月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第 108 条の規程に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

② 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。

③ 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面を添付する。

様式第 14 号　建設副産物の搬出予定状況

記載要領

①　契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。

②　「受け入れ単価」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去１年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

様式第②号　建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

記載要領

①　本様式は、様式第 14 号に記載した建設副産物の搬出、工事箇所への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。

②　「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。

③　本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。

④　様式第 14 号に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受け入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし、「受け入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、様式第 14 号に記載した建設副産物の受け入れ予定箇所を記載する。

⑤　資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし、「受け入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。

⑥　仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受け入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。

⑦　「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去１年以内の受け入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

低入札調査添付書類　※低入札価格調査制度に基づく調査資料の提出を求められた場合に添付

①　受け入れ予定会社が押印した受け入れ承諾書を添付する。

②　受け入れ予定会社が押印した見積書及びその受け入れ予定会社の取引実績（過去１年以内の受け入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式第 15 号　品質確保体制（品質管理のための人員体制）

記載要領

① 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、様式第 16 号で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び様式第 17 号で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。

② 「諸費用」の欄は、「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組みに要する費用について記載するものとし、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定しない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には工事費内訳書のいずれの工種等に計上しているかを記載する。

③ 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。

低入札調査添付書類　※低入札価格調査制度に基づく調査資料の提出を求められた場合に添付

① 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが工事費内訳書に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

② 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去３月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規程に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去３月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式第 16 号　品質確保体制（品質管理計画書）

記載要領

① 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、様式第 17 号で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。

② 「諸費用」の欄は、「品質管理事項」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、「見積額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には工事費内訳書のいずれの工種等に計上しているかを記載する。

低入札調査添付書類　※低入札価格調査制度に基づく調査資料の提出を求められた場合に添付

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが工事費内訳書に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式第 17 号　品質確保体制（出来形管理計画書）

記載要領

① 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。

② 「諸費用」の欄には、「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には工事費内訳書のいずれの工種等に計上しているかを記載する。

低入札調査添付書類　※低入札価格調査制度に基づく調査資料の提出を求められた場合に添付

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが工事費内訳書に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式第 18 号　安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

記載要領

① 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について、記載する。

② 「諸費用」の欄は、「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には工事費内訳書のいずれの工種等に計上しているかを記載する。

低入札調査添付書類　※低入札価格調査制度に基づく調査資料の提出を求められた場合に添付

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが工事費内訳書に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式第 19 号　安全衛生管理体制（点検計画）

記載要領

① 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。

② 「諸費用」の欄は、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には工事費内訳書のいずれの工種等に計上しているかを記載する。

③ 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。

低入札調査における添付書類

① 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが工事費内訳書に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

② 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」欄の者に対して支払った過去３月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する。（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去３月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）

任意様式　各経費の内訳書

記載要領

①　共通仮設費、現場管理費、一般管理費等について、項目ごとの金額が判明する内訳書（任意様式）を作成する。橋梁、電気、機械等の工事で、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等以外の経費がある場合は、その経費に係る内訳書も作成する。

②　共通仮設費の項目には、運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費などを適切に計上するものとする。

③　現場管理費の項目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。

④　一般管理費等の項目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。